

第七十一回国会 文教委員会 議 録 第三十四号

昭和四十八年七月二十五日(水曜日)

午後三時十七分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 内海 英男君

理事 松永 光君

有田 喜一君

坂田 道太君

床次 徳二君

野田 毅君

深谷 隆司君

三塚 博君

出席國務大臣

文部 大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

文部政務次官 河野 洋平君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省初等中等 教育局長 岩間英太郎君

文部省管理局長 安嶋 彌君

委員外の出席者

議員 藤波 孝生君

文教委員会調査 室長 石田 幸男君

委員の異動

七月二十五日

辞任

高見 三郎君

同日

野田 毅君

補欠選任

高見 三郎君

補欠選任

野田 毅君

七月二十一日

学校教育法等の一部を改正する法律案(西岡武

夫君外五名提出、衆法第五七号)

夫君外五名提出、衆法第五七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

学校教育法等の一部を改正する法律案(西岡武

夫君外五名提出、衆法第五七号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出

第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

この際、一言申し上げます。

日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及

び民社党の委員は、いまだに御出席になりません

そこで、この際やむを得ず委員会を開会いたすこ

といたします。

西岡武夫君外五名提出、学校教育法等の一部を

改正する法律案を議題とし、提案者より提案理由

の説明を聴取いたします。藤波孝生君。

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)の一部を次のように改正する。

第七章の次に次の一章を加える。

第七節の二 専修学校

第八十二条の二 第一条に掲げるものの以外の教

育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力

を育成し、又は職業の向上を図ることを目

的として次の各号に該当する組織的な教育を

行なうもの(当該教育を行なうにつき他の法

律に特別の規定があるものと及びわが国に居住

する外国人をもつばら対象とするものを除

く)は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部大臣の定める授業時数に

上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上である

こと。

第八十二条の三 専修学校には、高等課程、専

門課程又は一般課程を置く。

専修学校の高等課程においては、中学校若

しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文

部大臣の定めるところによりこれと同等以上

の学力があると認められた者に対して、中学

校における教育の基礎の上に、心身の発達に

応じて前条の教育を行なうものとする。

専修学校の専門課程においては、高等学校

若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は

文部大臣の定めるところによりこれに準ずる

学力があると認められた者に対して、高等学

校における教育の基礎の上に、前条の教育を

行なうものとする。

専修学校の一般課程においては、高等課程

又は専門課程の教育以外の前条の教育を行な

うものとする。

第八十二条の四 高等課程を置く専修学校は、

高等専修学校と称することができる。

専門課程を置く専修学校は、専門学校と称

することができる。

第八十二条の五 専修学校は、国及び地方公共

団体のほか、次の各号に該当する者でなければ

設置することができない。

一 専修学校を運営するために必要な経済的

基礎を有すること。

二 設置者(設置者が法人である場合にあつ

ては、その経営を担当する当該法人の役員

とする。次号において同じ。)が専修学校を

監督庁は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を附した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第八十二条の九 専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときは、他政令で定める場合に該当するときは、監督庁に届け出なければならない。

第八十二条の十 第五条、第六条、第九条から第十四条まで及び第三十四条の規定は、専修学校に準用する。

監督庁は、前項において準用する第十三条の規定による処分をしようとするときは、当該専修学校の設置者に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

監督庁は、第一項において準用する第十三条の規定による処分をするときは、理由を附した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

第八十三条第一項中「学校教育に類する教育」の下に「を行なうもの」を加え、「行なう」を「行なう」に、「を」を除く、を行なうもの」を「及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行なうものを除く。」に改め、同条第二項を削る。

第八十三条の次に次の一条を加える。
第八十三条の二 専修学校、各種学校その他第一一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称を用いてはならない。

高等課程を置く専修学校以外の教育施設は、高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

条第二項中「前項の関係者」を「前項に規定する関係者」に、「各種学校の教育」を「専修学校若しくは各種学校の教育」に、「同項の規定による報告に従つて各種学校設置を」を「専修学校設置若しくは各種学校設置」に改める。

第八十九条中「第八十三条第三項」を「第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項」に改める。

第九十二条中「第八十三条第二項」を「第八十三条の二」に改める。

第九十二条中「第八十三条第二項」を「第八十三条の二」に改める。
第六十六条第一項中「第十一條」の下に「(第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十三條」の下に「(第三十九條第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十七條」の下に「(第七十六條において準用する場合を含む。）」を、「第四十八條第二項」の下に「(第七十六條において準用する場合を含む。）」を、「第四十九條」の下に「(第七十條の九及び第七十六條において準用する場合を含む。）」を加え、「第八十三條第四項」を「第八十三條第三項」に改め、同条第二項中「第四條」の下に「(第八十三條第二項において準用する場合を含む。）」を、「第十四條」の下に「(第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び幼稚園」を「幼稚園、専修学校及び各種学校」に改め、同条に次の一項を加える。

第八十二条の八及び第八十二条の九並びに第八十二条の十第一項において準用する第十三条の監督庁は、公立の専修学校については、当分の間、都道府県教育委員会とする。
(私立学校法の一部改正)

第二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「各種学校」とは、学校教育法第八十三条第一項を、「専修学校」とは、学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をい、各「各種学校」とは同法第八十三条第一項に改める。

第四条第二号中「の私立学校」の下に「並びに私立専修学校及び私立各種学校」を加え、同条第四号中「学校法人」の下に「及び第六十四条第四項の法人」を加え、同条第五号中「第二号に掲げる私立学校」の下に「私立専修学校又は私立各種学校」を加える。

第九条第二項中「及び私立各種学校」を「並びに私立専修学校及び私立各種学校」に改める。

第十条第二項第一号中「園長」の下に「私立専修学校の校長」を、「これらの学校の」の下に「若しくは専修学校」を、「学校法人」の下に「若しくは第六十四条第四項の法人」を加え、同条第四項中「これらの学校の」の下に「若しくは各種学校」を加える。

第十一条第一項中「目的とする団体」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体」を加え、「私立学校の総数」を「私立学校又は私立専修学校の総数」に改め、「ときは」の下に「それぞれ」を加え、「幼児の数が」を「幼児の数が又はその団体を組織するこれらの私立専修学校の数又はその生徒の数が、それぞれ」に改め、「幼児の総数」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校に在籍する生徒の総数」を加え、同条第二項中「候補者の数」を「候補者の総数」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の私立専修学校の団体が推薦する候補者の数は、都道府県知事が定める。

第十一条第四項中「私立学校の団体が」を「私立学校又は私立専修学校の団体がそれぞれ」に改め、「組織する私立学校」の下に「又は私立専修学校」を、「団体に対して」の下に「それぞれ」を加え、同条第五項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。
第十五条中「関係する学校」の下に「専修学校」を加える。
第二十条第二項中「私立学校」の下に「又は私

立専修学校」を加える。
第六十四条の見出しを「(私立専修学校等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限及び同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限は、所轄庁が行なうものとし、第五條第二項、第六條及び第八條第一項の規定は私立専修学校について、第五條、第六條及び第八條第一項の規定は私立各種学校について、それぞれ準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八條第一項中「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校」とあるのは「私立専修学校」と、「第五條各号に掲げる事項」とあるのは「学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限又は同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八條第一項中「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校」とあるのは「私立各種学校」と、「第五條各号」とあるのは「第六十四條第一項において準用する第五條第一項各号」と読み替へるものとする。

第六十四條第二項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第三項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第四項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第五項中「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改める。

附則中第二十項を第二十五項とし、第十七項から第十九項までを五項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の五項を加える。

17 第四條第二号、第五條、第六條、第八條第一項、第九條第二項、第十一條及び第五十九條の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法第二百二條第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校(以下

「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし、第五十九条の規定中学校法

18 学校法人立以外の私立の学校を設置する者に係る第五十九条の規定の適用については、同条中「所轄庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替え、同条のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項第一号	その業務	当該学校の経営に関する業務
第四項第二号	予算が	当該学校の経営に関する予算が
役員が	役員が	当該学校の経営を担当する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該学校を設置する者をいう。）が
法令	法令	又は法令
処分又は寄附行為	処分又は寄附行為	当該学校についての処分
当該役員の解職をすべき旨	当該役員の解職をすべき旨	当該学校の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該学校の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨）
当該学校法人の理事	当該学校法人の理事	当該学校を設置する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者）
解職しようとする役員	解職しようとする役員	担当を解こうとする者
当該役員	当該役員	当該担当を解こうとする者
文部大臣	文部大臣	附則第十九項の規定による特別の会計について、文部大臣
学校法人の関係者	学校法人の関係者	学校の経営に係る関係のある者
質問させ	質問させ	当該学校の経営に関し質問させ
その帳簿	その帳簿	当該学校の経営に関する帳簿

19 学校法人立以外の私立の学校を設置する者で第十七項の規定に基づき第五十九条第一項又は第三項の規定により助成を受けるものは、

人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

当該助成に係る学校の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その

会計年度については、第四十八条の規定を準用する。

20 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

21 学校法人立以外の私立の学校を設置する者で第十七項の規定に基づき第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内、当該補助金に係る学校が学校法人によつて設置されるように措置するものとする。

（産業教育振興法の一部改正）

第三条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「学校法人」を「私立学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

（理科教育振興法の一部改正）

第四条 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「学校法人」を「私立の学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

（学校保健法の一部改正）

第五条 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条」に改める。本則に次の一条を加える。

（専修学校の保健管理）

第二十二條 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行なう医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行なうため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第二条、第三条、第六条、第七条、第八条

第一項及び第三項、第九条第一項、第十条から第十四条まで並びに前二条の規定は、専修学校に準用する。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加え、同項後段を削る。

第十八条を次のように改める。

（日本私学振興財団法の一部改正）

第七条 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。

第二十条第一項第二号中「各種学校で」を「専修学校若しくは各種学校で」に、「各種学校の」を「専修学校及び各種学校の」に改める。

附則第七条を次のように改める。

（私立学校等の特例）

第七条 この法律（第二十条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二十条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとし、その者に係る附則第十四条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「所轄庁」とあるのは、「都道府県知事」とする。

附則（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二条の

規定中私立学校法附則第十六項の次に五項を加える改正規定、第三條、第四條及び第六條の規定並びに第七條の規定中日本私学振興財団法附則第七條の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(各種学校等に関する経過措置)

第二條 第一條の規定の施行の際現に存する各種学校(わが国に居住する外国人をもつばら対象とする教育施設に該当するものを除く。)で改正後の学校教育法(以下この条において「新法」という。)第八十二條の二の専修学校の教育を行なおうとするものは、新法第八十二條の八第一項の規定による高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより、新法の規定による専修学校となることができる。

2 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第八十三條第一項の規定の適用については、当該各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。

3 第一條の規定の施行の際現に高等専修学校、専門学校又は専修学校の名称を用いている教育施設は、新法第八十三條の二第二項の規定にかかわらず、昭和五十一年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

4 第一條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法律の一部改正)

第三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号(中)「及び公立の各種学校」を「並びに公立の専修学校及び各種学校」に改める。別表第七第一号の表私立学校審議会の項中「及び私立各種学校」を「私立専修学校及び私立各種学校」に改める。

第四條 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條の二第二項中「第八十三條第一項」を「第八十二條の二又は第八十三條第一項」に改め

る。

第五條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改める。

第六條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「及び同法第八十三條に定める各種学校」を「同法第八十二條の二に定める専修学校及び同法第八十三條に定める各種学校」に改め、同法第六號の次に次の一号を加える。

六の二 「専修学校教育」とは、専修学校における教育をいう。

第十二條第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 専修学校教育の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること(他部局に属するものを除く。)

三の三 専修学校教育の基準の設定に關すること。

第七條 建設基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

別表第二(四)項第四号中「及び各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第八條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

条の二に規定する専修学校若しくは」を加え、

「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同法第五項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同法第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十一條 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「又は」の下に「同法第八十二條の二に規定する専修学校若しくは」を加え、

「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同法第五項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同法第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三十二号ロ中「私立各種学校」を「私立専修学校及び私立各種学校」に改め、

「学校教育法」の下に「第八十二條の二(専修学校)に規定する専修学校又は同法」を加える。

別表第一第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十五條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第三号中「大学」の下に「専修学校」を加える。

理 由

学校教育法の施行状況等にかんがみ、新たに専修学校の制度を設けるとともに、学校法人以外の者によつて設置された私立の学校の健全な発達を図るため、これについても助成措置を講ずることができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤波議員 ただいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず第一は、専修学校制度の創設であります。現行の各種学校制度は、その対象、内容、規模等においてきわめて多様なものを、学校教育に類する教育を行なうものというこで、一括して簡略に取り扱っております。

よつて、この際、当該教育を行なうものうち、所定の組織的な教育を行なう施設を対象として、新たに専修学校制度を設けようとするものであります。

第二は、私立幼稚園の振興であります。

私立幼稚園は幼稚園全体の六割強を占め、幼稚園の普及発展に大いに貢献しておりますが、そのうち三分の二は宗教法人立と個人立であります。

これらのなかには施設、教員組織など教育を行なうための条件が不十分なものがあつて、一般に財政事情が苦しいために父兄負担が過重になる傾向があります。

一方、現行法のたてまえは、公の助成は学校法人立のものに限られております。そこでこの際、学校法人以外の者によつて設置された私立幼稚園の健全な発達をはかるため、これについても公費による助成措置を講ずることができるとし、あわせて、その学校法人化を促進する必要がありまふ。

次に、法律案の内容について申し上げます。

その一は、学校教育法第一条に掲げる学校以外のもので、職業もしくは実務生活に必要な能力を育成し、または教養の向上をはかることを目的と

して所定の組織的な教育を行なう施設は、これを専修学校とし、他の法律に特別の規定があるもの及び外国人学校は除くこととしております。その二は、専修学校には、高等課程、専門課程または一般課程を置くこととし、その三は、専修学校の名称、設置等の認可、設置者等に関する規定を整備してあります。その四は、国または地方公共団体の助成対象となる学校法人のうちには、当分の間、学校法人立以外の私立幼稚園等の設置者を含むものとし、さらに補助金を受ける私立幼稚園等の設置者は、補助金を受けた翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該学校が、学校法人立になるように措置するものとしております。その五は、日本私学振興財団の貸し付け等の対象に、当分の間、学校法人及び民法第三十四条の法人以外の私立幼稚園等の設置者を加えることとしております。

最後に、この法律は、公布の日から起算して一カ月を経過した日から、専修学校関係は公布の日から起算して六カ月を経過した日から施行することとし、この法律施行の際、現に存する各種学校で専修学校の教育を行なうとするものは、その設置認可を受けることにより、専修学校となることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○田中委員長 次に、内閣提出の学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山崎拓君。

○山崎(拓)委員 学校教育法の一部を改正する法律案の質疑を行なうさせていただきますが、その前

に、本委員会のメンバーの一人といたしまして、一言申し上げたいことがございます。

それは、本国会第二回目の会期延長の初日におきまして、従来の陋習を破り、直ちに国会の審議を再開されました委員長英断に對しまして深甚の敬意を表したい、かように考える次第であります。

私も一年生議員といたしまして、七カ月にわたって国会審議の実態に触れてまいったわけでございまして、その間、野党は反対のための反対、審議引き延ばしのための審議を繰り返してまいったわけであります。本国会、この文教常任委員会に提案されております重要法案のうち、筑波大学法案がわずかにこの衆議院文教委員会において成立したのみでございまして、まさに会期再延長の責任は野党にある、私はこのように考える次第であります。その意味におきまして、われわれは、国会は審議の場であるという大前提を踏まえまして、延長後も実のある審議を重ねてまいりたい、このように考える次第であります。まず所見を申し述べまして質疑に移らしていただきます。

この学校教育法の一部を改正する法律案、いわゆる教頭法は、すでに数次にわたりました国会に上程された法案であります。そのたびに廃案となつてまいったわけであります。私は、そのことのために、どれくらい日本の教育の正常化が図られてきたかといふことを、心から憂へるいは返省をしておるものであります。

私は福岡選出の代議士でございますが、福岡県というものは御案内のとおり、日本の中でも最も教育現場の荒廃した県でございます。ここ二十数年にわたりました、県教育界は常に闘争に明け暮れてまいりました。勤務評定の反対あるいは学力テスト反対、道徳教育反対闘争等々、常に福岡県は教育闘争で明け暮れてまいったわけでございます。私もかつて福岡県議会の議員として籍を置いたことがございまして、県議会が開かれるたびに、議場の周辺をヤッケ姿で取り囲み、議事を妨害してまいったのは、まさしく福岡県の学校の先生方

の姿であつたわけであります。私はそのような姿を見まして、このような教師諸君が、ほんとうに日本の次代をになう青少年の教育を行なう資格があるのかといふことについて、憤激の念にたえなかつた次第であります。福岡県の先生方にとどまらず、今日の日教組の実態といふものを考えてみまするに、選挙や政治に血道を上げておりまして、本来の職責を忘れておる姿が、あまりにも目に余るものがあるわけであります。

かつて昭和四十三年、福岡県におきましては、校長着任拒否闘争という未曾有の不祥事件が起きました。これは従来福岡県におきましては、校長先生を組合の推薦によって選んでおつたわけでございまして、この年から県教委の決断によりまして、組合推薦ならずとも、校長先生としての資格を十分備えた、りっぱな先生がおられました場合には、校長に選任するということが踏み切つたわけでございまして、このときに組合は、もちろんこの校長の選任に對しまして非常な反対闘争を起しまして、現場において校長着任拒否闘争という物理的な、暴力的な妨害をあえてなしたわけであります。このような姿を私は見ておりまして、学校の管理運営と教育のあり方について、一体これはどうやっていったらいいのかといふことを、ほんとうに真剣に悩んだものでございます。

その点について、まず基本的などういふ考えをお持ちであるか、文部大臣にお伺いしたいと思ひます。

○奥野国務大臣 いろいろお示しになりましたように、福岡県におきましてはたいへん不幸な事態が続いてまいつた、かように考えておるわけでございまして。やはり先生につきましては、先生の人格そのものが児童生徒に反映していくのだといふ自覚を持ってもらいたい。ことに幼児の場合には手ぶり、足ぶりから先生を児童生徒は見習つていくのだといふ自覚に立つて行動してもらいたいものだ、こう念願をしているものでございます。それだけにまた、先生方には高い使命があるいは深い愛情といふことが求められておるわけでござい

ますけれども、そういう面についての自覚の乏しい先生方のいらつしやることは事実でございますし、またそれがいろいろな意味において、今日国民の多くの心配の的になつてゐる点でもあらう、かように考えておるわけでございます。

小学校、中学校、高等学校の教育をどう運営していくか、教育が充実いたしますように運営が進められていかなければならない、その運営の責任の頂点に立つておる者は校長さんでございまして、あくまでも校長さんの指図、決定するところに従つて、先生の皆さん方が教育に当たつていただかなければならない、かように考えるわけでございまして。にもかかわらず、教育の現場が、何か管理者と先生方とが対決するような姿に持つていかれておるところがかなり多いようでございまして。あるいはまた、先生方が組合の立場において決定したことを、校長さんがのまなければならぬといふような仕組みをおとりになつてゐるところもあるようでございまして。しかし、学校におきましては、どう運営していくかといふことは、あくまでも行政の一環としてお考えいただかなければならない。労働組合の対決の場だといふような誤解はいやしくもあつてはいけぬのではないだろうか、こう考えるわけでございまして。また、そういう意味において、父兄の中においては、先生方が教育に血道をあげないで、組合運動に血道をあげておられるじやないかといふ批判が、私のところへずいぶん投書が参つておるわけでございまして。こういうことを考えますと、やはり先生方は教育に真剣に打ち込んでいただく、その運営はやはり校長さんが責任を持って当たつていただく、それに従つて先生方が努力を続けるというふうな本来の姿をぜひ早く確立していきたいものだ、かように念願をしておるところでございまして。

○山崎(拓)委員 ただいま大臣が御指摘をされましたとおり、福岡県におきましては、従来校務運営内規によりまして、職員会議が最高の議決機関とされてきたわけであります。この根拠につきましては、日教組は、学校は人間教育の場であつて、

教師一人一人が直接生徒に対して責任を持って教育を進めなければならない、そういう観点から、全部の先生がお互いに平等の立場で意見を述べ、自主的、民主的に学校運営をやっていく必要がある、こういう論拠をもちまして、職員会議が学校運営の最高の議決機関である、このようになててまをえをとってまいりましたし、そのように実際に動かされてきたわけでありました。このために校長先生が実際に管理者としての機能を果たし得ないでいたわけでありまして、いろいろな弊害を生んでまいったわけでありました。

そのことに関連をいたしまして、去る二月一日福岡県教育委員会は「校務運営の適正化について」という通達を出しまして、福岡県立学校規則の一部を改正したわけでありまして、その中身についてはすでに御存じと思いますが、職員会議は校長の諮問機関であるということを確認いたしました。と同時に、職員会議は校長が招集し、主宰するものである、このように通達を出したわけでありました。

この学校規則の一部改正をめぐりまして、また教育現場で非常な衝突が起こってまいったわけでありまして、この措置につきまして文部省はどう考えるか、岩間初等中等局長に御答弁をお願いしたいと思っております。

○岩間政府委員 私どもは、これは当然の措置であるというふうに考えております。学校の責任は、校長が持つべきものであって、しかし、教員の方々と意思の疎通ということは、もちろん必要でございます。そのことを否定するわけではございませんけれども、あくまでも校長が責任を持つべきものであって、職員会議は、校長が学校の運営の一環といたしまして、先生方の意見を吸い上げ、あるいは校長の意見を伝えるというふうな場であるべきものだというふうに考えております。

なお、職員会議が議決機関であるというふうな考え方、これは国の政治全体における国会あるいは大学における教授会というふうなものを理論的な根拠にしておられると思っておりますけれども、これ

は高等学校以下の学校につきましては、そういう仕組みはとられていないわけでありまして、福岡県教育委員会がとりました措置は、きわめて当然のことであり、妥当なことであるというふうなことであります。

○山崎(拓)委員 今日にもなお福岡県下の二十数校で、管理職、これは教務部長、生徒部長、総務部長等々という肩書きがついておられますが、管理職の選挙を組合管理下の職員会議で行なっております。しかも、職員会議は、即、実態的に組合の分会である、こういう実情であります。こういう実情で、はたして学校の管理運営ができるものかどうか、あるいはこの組合の分会というものが学校の管理運営に与ることができるとあるかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思うのであります。

○岩間政府委員 ただいまも申し上げましたように、学校というのは校長先生を中心として実際の運営が行なわれるというのがたてまえでございます。また組合が人事等に介入をするということとは、これはあくまでも差し控えなければならないこととでございます。そういう意味からいいますと、ただいま御指摘になりましたようなことは、きわめて不適当なこととございまして、教育委員会のほうでも、その点につきまして従来から努力をして、これを改めるという方向でまいっていることは、これは当然であるというふうに考えております。

○山崎(拓)委員 このたびの県教委の通達によりまして、教頭は「校長を直接に補佐し、校務を整理するもので、校務運営上重要な地位にあり、各校務分掌組織の運営について指導助言するものであるから、校務運営組織上、その地位を明確に位置づける必要がある」と、このように教頭に位置づける必要をいましておられるわけでありまして、しかし、今日までの実情につきましては、組合側は教頭を管理職とみなしてないわけでありまして、現実に教頭は、校長の職務代理を行なえない状態で推移してまいったわけでありまして、

今日、教頭の地位につきましては、すでに、教頭は、校長を助け、校務を整理する」という施行規則の規定がございまして、この規定で、はたして校長に事故あるとき、校長の職務代理を行ない得ると考えることができるかどうかにつきまして、お答えを願いたいと思っております。

○岩間政府委員 ただいま先生から御指摘になりましたように、学校教育法の施行規則におきまして教頭の職務内容が規定されているわけでありまして、また、いま御引用になりました県の教育委員会の定めは、これは施行規則の範囲内での定めでございます。適切な定めであるというふうなことであります。

ただ、ただいま御指摘になりましたような校長の職務代理というものが法的にできるかどうかという問題になりますと、これは事実上、いろいろ校長先生にかかわってお仕事をされる、あるいは部外者等に接せられるというふうなことはございまして、法的に校長の専権でございましてたとえ入学でございましてとか、そういった問題につきまして、その職務代理権限があるかと申しますと、これは疑問な点が多いわけでありまして、まあ消極的に解するといふほうが、むしろたいていのところでは適当じゃないかというふうに考えているわけでありまして、したがって、今回のような法律をもって教頭の地位あるいは職務内容を明確にすることがなければ、そういうふうなことが正確ではないかというふうに考えている次第でございます。

○山崎(拓)委員 全国の公立学校教頭会が、教頭の職務内容についての調査を行なっております。この調査の内容を見ておきますと、たとえばたいてい申し上げました校長不在のときの代行権がはっきりせず困っているというふうなお考えをお持ちの方が、非常に多い数字が出ておられるわけでありまして、先ほど申し上げました組合の考え方でありまして、組合意識が非常に強く、教頭の管理的な立場を認めない、こういう点

も非常に困った問題として非常に数多くの教頭先生が指摘をしておられるわけでありまして、少し論点を変えますが、現在全国に教頭先生は何人おられて、その教頭先生の中で、組合に属してある方がおられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○岩間政府委員 いま教頭先生の数は、小学校におきましては国立が七十一、それから公立が二万二千五百五十九、私立が六百六十一、合計いたしました二万二千三百九十一の学校があるわけでありまして、その中で、教頭のいない学校というものを見ますと、国立ではございせん。公立で三千八十七、私立で五十九、合わせて三千四百四十六ということとございまして、大体六学級以上の学校にはほとんど教頭が置かれておられるというふうな実態になっております。

それから中学校につきましては、国立が七十六、公立が一万六百八十五、それから私立が五百六十七でございますが、そのうちで国立には全部教頭が置かれておられます。公立は四百九十一校が教頭が置かれておられます。私立では三百九十九校が教頭が置かれておられます。これは私どものほうで三学級以上の学校に教頭を置くということが原則だといふような指導をしているわけでもございまして、三学級を下回る学校につきましては、教頭が置かれていないということであらうと思っております。それから、そのうちどのくらいが組合に入っているかというふうなことでございまして、そういうものが現在教頭は管理職でございまして、それが正規の職員団体ではないというふうなことになるわけでありまして、正規の職員団体には、そういうものははいりません。まあ教頭先生は管理職でございまして、組合に入っていないのは当然であるわけでありまして、今日まで非常に歴史的な経過があるようございまして、戦前、昭和十六年制定の国民学校令におきましては、「教頭ハ学校長

ヲ輔佐シ校務ヲ掌ル」このようになっておるわけでありませう。ところが、戦後の学校教育法の中では教頭の地位は定められなかった。この点について昨年の国会、文教委員会におきまして、野党の委員からそこに問題があるのではないかと、そもそも戦後の学校教育法の中では、教頭は管理職としてその地位を最初から定められていないのであるという点の指摘が行なわれておるわけでありませう。この点についてどうお考えでしょうか。

○岩間政府委員 確かにそういうふうな御質問がございまして、私のほうからお答えいたしましたのは、これは学校教育法が占領下につくられた法律で、おそらくその当時の関係者といろいろ折衝したであろうけれども、向こうのほうから、これは教頭というものの存在がわからなかったのじゃないかというふうなことを申し上げたわけでございます。その後数字を調べてみますと、アメリカでは教頭が置かれておりますのはわずかに五割でございまして、ほとんど教頭というものは置かれておらないといつてもいいぐらいなところであらうと思ひます。したがって、それについての規定というのはわからなかった、あるいは少なくとも必要がなかったと判断したことではないかというところでございまして、そのときの事情を、その当時立法に参加された方々の意見をいろいろ聞いてみたのでございすけれども、あまり明確な記憶がございせん、よくわからないわけでございます。正確なことは申し上げられませんが、たぶんそうではなかったかということでございます。私どもは教頭の、その必要がなかったからというふうには思っていない次第でございます。

○山崎(拓)委員 その後昭和三十三年に文部省令であります学校教育法施行規則の一部改正が行なわれて、第二十二條の二の第三項において「教頭は、校長を助け、校務を整理する。」という一項が入れられたわけでありませう。しかし戦前の国民学校令では「教頭ハ学校長ヲ輔佐シ校務ヲ掌ル」、今日の学校教育法の中の校長の職務というのには「校

務を掌り、所屬職員を監督する。」こうなつておるわけでありませう。この施行規則の一部改正によつて、教頭は、明確に教頭の身分、職務の権限の規定が設けられ、管理職としての機能を備えた、このように考へて差しつかへありませんか。

○岩間政府委員 御指摘のとおりでございますけれども、これによつて管理職としての形を整えたというところは事実でございますが、私どもの考へておりますのは、従来から実質的に教頭といふものがあつて、学校の運営につきまして校長を助けてきたわけでございます。したがつて、その事実を基礎にいたしましてこういう規定を設けたわけでございますから、その管理職であるといふ職務の性格につきましては、従来と変わりはない。しかし、明らかな法的な根拠といふのはなかったわけでございます。先生が御指摘のとおり、こういうふうなことは、きつとした職務内容を規定することによつて、その教頭の管理職としての地位をますます明確にしたということであらうといふふうに考へております。

○山崎(拓)委員 その後昭和三十五年以来管理職手当が支給されております。また昭和四十一年のILO第八十七号条約批准に伴い、ILOの体制に入つたわけでございますが、人事院規則の別表改正によりまして、国立学校の校長、教頭が「管理職員等」と規定されたわけでありませう。それに伴つて文部省はどういう措置をとられましたか。

○岩間政府委員 私どもは教頭の地位といふものを明確化したために、今回提出いたしましたものを法律案、これを前々から準備をいたしまして、教頭の地位を「一そう明確にし、その職務内容を規定したい」というふうに考へたわけでございます。それが一番大きなことでございすけれども、その間におきまして、教頭の管理職手当の引き上げといふふうなことにございまして、私どももその地位の重要性から考へまして努力をしまつてまいりました。この法案が成立いたしました場合には、さらにその待遇その他につきましても一そう明確な方向がとられるというふうなことも期待をいたしておるわけでございます。

○山崎(拓)委員 「管理職員等」といふのは、どういふ定義で説明できますか。「管理職員等」について説明してください。

○岩間政府委員 管理職員につきましては、実態的な考へ方と、それから形式的と申しますか、たとえば管理職手当を支給される範囲と、やや違つた面があると思ひますけれども、それからまた労働法関係でございませうか、労働組合あるいは職員団体等にはいれるかどうかといふふうな区分の問題、その三つぐらいから規定できると思ひます。

学校の運営上から申しますと、実際に教育を行ないます者は教諭でございすけれども、そういう人たちに對しまして適切な指導を与える、それから、その職務について監督をする職務、そういうものを持つておられる方々でございすから、校長、教頭といふのは一つの線の引き方でございすけれども、しかしながら、学校の規模等によりましては、さらにいふ言つておりますような学年主任でございすとか、教務主任でございすとか、そういう方々もある意味では管理職と申してございす。その実態の上に立ちまして、こういう方々に對しまして管理職手当を支給するかどうか、これは給与上の問題としていろいろ問題があるわけでございますけれども、現在のところは校長と教頭が管理職手当が支給されているわけでございます。

その他の管理的な職務を行なつてゐる者につきましても、これは管理職手当を支給するというふうなことが人事院等できまりました場合には、管理職手当の支給ができる。

それから、以上のような二つの実態を踏まえまして、そういう者が職員団体なり、私立の場合は労働組合でございすけれども、そういうものにはいれるかどうか、はいつた場合に、そういうものが労働組合でなくなる、あるいは職員団体でなくなるというふうな労働法上の考へ方があるわけでございますけれども、現在のところは、学校につき

ましては、校長、教頭が入つてゐるような労働組合あるいは職員団体といふものは正規なものではないといふふうになつてゐるわけでございますが、これはさらにその実態とあるいは手当の支給の関係、そういうふうないろいろな要素から規定されるべき問題でございす。やはりその基礎になりますものは、実態と申しますか、管理職的な職務を行なつてゐるかどうか、これが一番大きな判断の分かれ目であらうといふふうに考へられるわけでございます。

○山崎(拓)委員 管理職といふのは、地公法によりましては、「管理若しくは監督の地位にある職員」となつておるわけでありませうが、日教組は、教頭は特に職員の監督者ではない、こういう解釈をいたしておるわけでありませうが、その根拠をいたしまして、学校教育法の中に明確な教頭の職務の位置づけがないということがございすし、また、一方の面では、教員は独立不羈の存在である教育権を持つておるといふこと、それから、教育課程の自主編成権を教員が持つておる、あるいは教育の内の事項に關しては教育行政権は存在しない、これは教育基本法第十條の拡大解釈に基づいてこういう議論を展開しておるわけでございますが、このような、教頭は職員の監督者でないといふ議論に對しまして、どうお考えでしょうか。

○岩間政府委員 いま学校教育法の施行規則で教頭の職務内容等につきましては規定があるわけでございますけれども、ただいま御指摘になりまして教頭はこれは教諭をもつて充てゐるわけでございますから、教諭の連中は、私らの仲間だといふふうな議論が出るというところは、これはある意味では当然のことかもしません。

そこで、そういうふうな地位を明確にするためにこのたび法律案を提出いたしました御審議を願つてゐるところでございすけれども、しかしながら、實際的な問題としましては、京都府におきましてすら、教頭は管理職だといふことをはっきりきめられてゐるわけでございます。いままでの沿革あるいはそういうふうな各県の規則等に

おきまして、その点は私は明確になっているのではないかと、言ってもよろしいのではないかと思ひます。ただ、教諭の身分でもって教頭を命令されているというふうな点が、いかにも不自然といえ、不自然なわけでございまして、そういう点につきまして御審議を願っている次第でございます。

○山崎(拓)委員 先ほどの公立学校教頭会の調査によりまして、教頭先生が、教頭の職務の中で特に重要と考へておる項目の中で最大のものは、校長の補佐、その次は管理運営、さらに職員指導、こういう順序になっておるわけであります。これらはいずれもいわゆる管理者としての重要な職務でございますが、その管理職としての職務を全うせしめるために、やはり法の整備はもう少し徹底させなければならぬ、これはもう常識であらうかと思ふわけであります。

そこで今般、学校教育法の一部を改正する法律案の中で「教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び児童の教育をつかさどる」とともに「校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう」ということになっているわけでございまして、このことによつて教頭の職務の内容というのが明確に位置づけられるものと考えますが、いかがなものでございましょうか。

○岩間政府委員 法律上の文句でございますが、まだ意を尽くさない点が多々あることは、ただいま先生御指摘のとおりでございますけれども、しかしながら、法文としてあらわせば、教頭の現在の地位、それから職務内容、まあまあこの表現で一応余すところなく表現できたというふうに私は考へておる次第でございます。

○山崎(拓)委員 時間が参りましたので、これで私の質問を終わらせていただきますが——それではもうしばらく続けさせていただきます。

この教頭の職務上の権限について少しお伺ひしたいのでございますが、教頭は職務命令を発する権限あるいはたはたの法律案の中に明確に出ておりますように、校長の代行を行なう補佐の権限あるいは指導、助言の機能等あると思ふので

すが、教頭の職務権限につきましてどのように考へておられるか、お伺ひしたいと思います。

○岩間政府委員 校長の職務権限につきましては、ただいま先生が御指摘になりましたようないろいろなものがあるわけでございまして、まず「教頭は、校長を助け、」ということでございまして、校長の補佐機関としての役割が一番大きいわけでございまして。

それから「校務を整理する」というふうなことがございまして、先ほど先生が御指摘になりましたように、いろいろな管理的な職務あるいは教員の指導、そういうものをやっていたかということになるわけでございまして。

ちなみに、現在普通の行政官庁におきましては、次官の職務内容の規定が、やはり同じように大臣を助けて省務を整理するというような書き方をいたしております。そういう意味では、役所の次官の役割りと申しますか、そういうものが頭に浮かぶわけでございまして。やはり学校の場合でも同じように校長先生を助けて、実際に校長先生にかかわっている職員監督等もやってくる、あるいは指導もやってくるというふうなことであると思ひます。しかしながら、法律的に申しますと、少しかたくなるものでございまして、たとえば稲葉前文部大臣あたりは、これはお世話役だというふうな表現を使われましたけれども、実際に一般の先生方と校長先生の間に立ちまして、その橋渡しと申しますか、をやる潤滑油的な役割りというのかしながら、法律上の表現としては、そういうものは「校務を整理する」というふうな表現でしか出ていないわけでございまして、私は、そういうふうな潤滑油的な役割りは、非常に大きなものではないかというふうに考へておるわけでござい

ます。

なお、やはり法律の文章の中に書いてございすように「教育をつかさどる」ということも、一つの職務としてあげられておるわけでございまして。現在、教頭先生の職務内容の実態を見ますと、や

はり教頭先生も一週間に十六時間くらい——これは小学校でございしますが、それから高等学校の場合には十七時間当たり、それから中学校になりますと、これは小さな規模から置いておりますので、教科の関係がございまして、教頭先生もお手伝いをしなければというので、二十時間くらいの実際の教育を行なっているというふうな実績があるわけでございまして。したがって、大規模の学校では、そういうふうな教育から離れて、実際に校長先生を助け、また所属の職員につきまして、いろいろな指導等も行なうというふうなことでございまして、小規模の学校につきましては、やはり教育をつかさどっていたか機会が多いのじゃないかというので、今度の法律案にもそういう規定を入れさせていただいたような次第でございます。

それから、法律上の権限として一番重要なのは、最後に先生から御指摘ございましたような、校長に事故がございするときに、その職務代理を行なうということであろうと思ひます。これは法律上どうしても規定がなければ、そういうことは実際にはむずかしい点もあるわけでございまして、校長先生にかかわっているいろいろな事実行為としてのものは、いままでもありましたけれども、今度は法律上、晴れて校長先生の職務代理を行なうというふうなことでございまして、これは法律的に見ますと、なかなか重要な規定ではないかというふうに考へておる次第でございます。

○山崎(拓)委員 ただいまお話のありました点ですが、教頭先生が、今度の改正案の中にもありますように、児童生徒の教育をつかさどるという教員の仕事を實際やっておられる。この調査によりまして一時間から五時間やっておられる方が四二名、六時間から十時間やっておられる先生が二六名、したがって五時間から十時間くらい授業に出る教頭先生が七〇名程度いるということであり

ます。

このことはどういふことであるかという、教頭は管理職として専念しようとする、授業に十

分力を入れることができない。逆に授業を全うするためには、管理職としての職務におざなりな点が出てくるという、そこが教頭の悩みであるというところが報告されておるわけでございまして、この点についてどうお考えですか。

○岩間政府委員 ただいま申し上げましたように、小さな規模の学校につきましては、たとえば三学級の中学校でございまして、先生が七人しかおられません。ところが教科の数が九つございまして、どうしても二つの教科は穴があくというふうな実態がございまして。それからあと研修でございまして、先生が御不在になる機会もあるわけでございまして、そういう際にはどうしても教頭先生にも授業をやっていたかというところが必要になる場合があるわけでございまして。しかしながら、ただいま先生御指摘のように、大きな規模の学校におきましては、そんなことはやっておられないというふうな実態があるわけでござい

ます。

その上にまた授業までやるということとはなかなか酷だといえ、酷な場合もあるわけでございまして、この点につきましては、解決の方法は二つあると思ひます。

一つは、教頭先生が完全に授業から離れて専念をしていただくというふうなことであらうと思ひます。それからもう一つは、教頭先生一人じゃなく、もっとたくさん置いてもいいじゃないか、それぞれ職務分担いたしましてやれば、そういう道もあるのではないかと考へておるわけでござい

を願ひまして、これにつきまして正しい方向をとるといふことが必要ではないかというふうな考えでおる次第でございます。

○山崎(拓)委員 だいたいの問題は、たとえば教頭の研修の問題、これにつきまして、研修は先生にとって非常に大事なことでありませうけれども、教頭先生はなかなかその時間がとれない、実態的には一時間から、二時間の研修しか行なっていない教頭先生というのは二〇名も存在する、あるいは全く研修が行なわれてない教頭先生も存在する、こういう指摘があつておるわけでありませう。そういう点から考えましても、すでに今日までの本法案の審議の中で、教頭先生の定数はワク外に置くべきでないかという議論がしばしばなされておるようでございませう。したがって、この点についてはぜひ重要な検討課題としてお考え願ひたいという次第であります。

さらに、このようなたいへん荷の重い教頭先生の手当の問題でございませうが、管理職手当につきまして、もちろん全国一律でないわけではございませう、また一等級の格付けがなされておる県も何県あるやに聞いておりますが、大部分は二等級のままに据え置かれておる、こういう待遇の実態でございませう。したがって、もちろん本法案が成立することを熱望いたしておりますが、同時に、この処遇の面におきましても、その裏打ちをしてあげなければならぬのじゃないか、このように考えるわけですが、局長のお考えを聞きたいと思ひます。

○岩間政府委員 この問題につきましては、非常に基本的な問題でございませうので、大臣からお答え願ひたいところはよろしいかと思ひますので、ご説明申し上げます。私からいいますまでの経過等を申し上げますと、ただいま御指摘のとおり、教頭の待遇につきましては管理職手当というふうなもの、一つあるわけではございませう。これは東京都あたりでは、教頭につきまして一三〇というふうな手当があるわけではございませうけれども、ほかの県では大体八〇ということになっておるわけではございませう。

います。また、御指摘を受けましたように、ほんの一部の県で校長と同じように一等級に格付けをしておる県がございませうけれども、これはもうほんとうの例外でございませう。私も教頭先生の職務の重要性、それから複雑性、そういうものから考えまして、何らかの待遇の改善ははかるべきじゃないかということ、従来人事院等にもお願いをしてきたわけでございませうが、しかしながら先生の御指摘になりましたように、いまのところは学校教育法の施行規則に根拠があるという程度でございませう。根本的な解決をはかりましたためには、やはり法的に整備をするということが必要ではないかというふうな、従来から考えてきたわけでございませう。しかし、今後のことにつきましては、大臣も非常に御心配になつておられますので、私も今後十分検討を重ねまして、何とかそういう先生方の御苦勞に報ひたいというふうにも考えている次第でございませう。

○山崎(拓)委員 最後に、もう一つお聞きしておきたいのですが、校長先生、教頭先生というふうな、学校の管理運営の体制について整備を進めておられるわけではございませうが、さらに学年主任、教務主任等、中間管理層と申しますか、そういう管理体制の整備につきまして、これをどのようにならしておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

教頭先生の調査によりますと、これはもちろん教頭先生のサイドからのお考えでございませうが、それが必要とする者は三〇名、その必要がないと考える者が一八名、方法によつてはいないと考えておるものが五三名である。このような結果が出ておるわけではございませうが、これについて文部省の考えをお聞きしたいと思ひます。

○奥野国務大臣 学校におきまして教育の効果をあげてまいりましたためには、それなりに組織を整備して、それぞれの責任の分担を明確にすることが大切じゃないか、私はかように考えておるわけではございませう。同時に、日教組などが言われまうのは、人材確保法案につきまして五段階給与

を目ざしているんじゃないかというふうな話があり、また今度の教頭職の法制化について、俸給表を一つ加えるつもりじゃないか、そういうように差別を持ち込んで、職場の空気を何か立身出世を競ひ合うような感じにされることは困るのだ、こんな話をよく聞くわけではございませう。私は、そういう気持ちもわからないわけじゃない、こんな感じもいたします。同時にまた、少し幻想を抱いて反対し過ぎるなという感じも持つておるわけでございませう。人材確保法案につきまして五段階給与など考えておりませうし、また、教頭職を法制化したからといって、教頭職の俸給をつくらなければならぬと私は考えていないわけではございませう。そういう意味で、いま初中局長もお答えしておつたわけでございませうけれども、私は給与というものは、職務の複雑と責任の度合いを中心にしてきめられてくるのじゃないか。そう考えてまいりますと、大きな学校の教頭さんは、小さい学校の校長さんよりも高く処遇されるべきじゃないか、こういう感じを私は日ごろ抱いておるものでございませう。

そうしますと、教頭さんの人によりまして、どういう学校の教頭さんであり、どういう職務、経験をえた教頭さんであるかによつて、二等級の俸給を使つたり、一等級の俸給を使つたりすべきものではなからうか、かように考えておるわけではございませう。いま二県そういうやり方をしているところがある。御指摘がございました。私はこれを一般的なものにしたい、こういうことで人事院当局に對しましてそのような方式を求めているところでございませう。教頭さんによりましては校長さんの俸給表を使つてしまふべきじゃないか、そういう教頭さんはたくさんいらっしゃるじゃないか、かように考えておるわけではございませう。人によつて二等級であり、一等級であつていいじゃないか、決して俸給表を二本立てにし、五本立てにしなければならぬことはない。

同時にまた、組織を明確にして職務分担をはつきりさせる、お互いにそのような中で協力し合う、

そして教育の実をあげていくことが大切じゃないか。そうしますと、いま御指摘になりましたように、教務主任とか学年主任といったものも明確にしていくべきではないか、こういう議論が出てくるわけではございませう。私もそうすべきだという感じを持つておるわけではございませう。そういう意味で、いまは各学校が、学校の規模その他によってどう定まっているだろうかというふうなことも調査をしているようではございませうけれども、これが必ずしも適用がなされていなかったということ、文部省当局は明確にしてこなかったやうでございませうけれども、私はやはり職務分担を明確にする、そしてその中でお互いに力を合わせ合う、そして教育の実をあげていく、これが大切じゃないか。そういう意味においては、いま御指摘になりましたやうなものを明確にしていく必要がある、こういう判断に立つておるわけでございませう。そういうやうな方向で努力をいたしまして、真に父兄の期待にも沿ふやうな教育の現場につくり上げていきたい、こんな希望を強く抱いておるところでございませう。

○山崎(拓)委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、今日の教育界の実態を考へてみますと、まさしく教育の現場に組合管理の弊害が著しく出ている、私はこのように感じるものでございませう。そもそも、職員団体が、学校の管理運営に容喙することが許されないわけではございませう、この実態につきましては、できるだけ早急にこれを正していかなければ、日本の教育の正常化というのには行なわれない、そのように確信をいたすわけではございませう。その意味において、今日校長先生が孤軍奮闘の形であり、福岡県のように教育現場が荒廃したところにおきましては、しばしば校長先生の病氣やけが、刑事事件、そういう問題まで発生するやうなさき方ではございませう。学校の管理運営については、これを積極的、厳とした態度で正していかなければならぬ時期が、もう今日の昔にやつてきておつたわけではございませう、今日までこの教頭法が成立しなかつたということ

について、私は非常に遺憾の気持ちを持つておるわけでございます。そのことを申し述べまして質疑を終わらせていただきたいと思います。

○田中委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会